

# モバイルアプリのセキュリティ認証実施規則

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

## <要約>

2019年3月13日、国家認証認可監督管理委員会は「モバイルアプリのセキュリティ認証実施規則」(以下、「本規則」という)を公布した。同年3月15日より施行されている。

本規則のセキュリティ認証制度は強制的なものではないが、認証を取得したアプリは検索エンジンやアプリストアのレコメンド機能で優先的に取り扱われる。近く申請に関する実施細則が発表される予定である。

## 1. スマホアプリが対象

本規定の適用対象はモバイルインターネットアプリケーション、すなわちスマートフォン向けのアプリである。(1)

## 2. セキュリティ認証について

セキュリティ認証は、国家標準規格 GB/T35273「情報安全技術個人情報安全規範」と関連する標準、規範に準拠する。(2)

セキュリティ認証の申請は、当該アプリの運営者で登記を済ませた法人資格を持つものが行う。ただし法令違反を犯している場合、過去12カ月以内に重大な情報セキュリティインシデントが発生している場合、一定の期間内に同類の認証が取り消されたことがある企業は申請できない。(4.1.1)

申請は原則的にアプリのバージョンごとに行う。同一名称のアプリで、バージョン、操作システムが違う場合は別々に申請が必要となる。(4.1.2)

審査では、当局が技術検証を行った後、アプリ運営者の現場審査を行い、申請書類と合わせて総合的に評価を行う。合格した場合、認証証書を発行する。(4.3、4.4、4.5)

### 3. 認証証書の使用

認証証書の有効期限内に限り、アプリ運営者は証書を WEB サイト、事業所内、宣伝資料などに掲示することができる。右に示す図形を認証マークとする。下部の ABCD は認証機構の識別記号である。(7)



#### ●原文(中国語)

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201903/t20190315\\_292035.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201903/t20190315_292035.html)

本レポートは「中国法令アラートサービス 2019 年 3 月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/lp/lp01.html>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2019 年 8 月 13 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のビジネスコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。sales@clara.ad.jp または +81(3)6704-0777(代表)